

長 寿 第 1 3 7 号

平成 2 3 年 4 月 2 0 日

岡山県医師会担当理事
岡山県歯科医師会担当理事
岡山県薬剤師会担当理事
岡山県病院協会事務局長
岡山県訪問看護ステーション連絡協議会会長

} 殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長

(公 印 省 略)

全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者に係る
被保険者証の特例に関する疑義について

平成 2 3 年 4 月 1 日付け長寿第 4 号で、「全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者に係る被保険者証の特例について」を通知しているところですが、厚生労働省保険局国民健康保険課から、その取扱いに関する Q & A の提供がありました。

つきましては、お手数ですが、貴会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本通知は、本県のホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>)にも掲載しておりますことを念のため申し添えます。

写

長 寿 第 4 号
平成23年4月1日

岡山県医師会担当理事
岡山県歯科医師会担当理事
岡山県薬剤師会担当理事
岡山県病院協会事務局長
岡山県訪問看護ステーション連絡協議会会長

殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者に係る
被保険者証の特例について

このことについて、厚生労働省保険局国民健康保険課から通知がありましたので、
お手数ですが、貴会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本通知は、本県のホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>)にも掲載しておりますことを念のため申し添えます。

記

- 1 失効した全国建設工事業国民健康保険組合（以下「工事業国保組合」という。）
の被保険者証の取扱い
無資格加入者が保険診療を受けられるよう、有効期限が平成23年3月31日
までとなっている工事業国保組合の被保険者証については、当面、6月30日ま
での間は、有効なものとして取り扱うこと。
- 2 診療報酬請求の取扱い
保険医療機関等は、1の取扱いにより診療した場合、国民健康保険団体連合会
に、工事業国保組合に対する診療報酬請求をすることができること。この場合、
工事業国保組合においては、診療報酬の支払いを確実に行うこと。

(別紙)

保険医療機関等の窓口における被保険者証の確認

質 問	回 答
<p>保険医療機関等の窓口において、無資格加入者であるか、更新手続きが済んでいない者（資格喪失者を含む）であるかは確認できないため、有効期限が平成23年3月31日までとなっている被保険者証を提示された場合、一律に6月30日として取り扱うこととしてよいか。</p>	<ol style="list-style-type: none">1. 無資格加入者が保険医療機関等において保険診療等を受ける際、受診の機会を確保する観点から、有効期限が平成23年3月31日までとなっている被保険者証については、当面、6月30日まで有効として取り扱うこととしたところである。2. 保険医療機関等の窓口において、無資格加入者であるか如何を確認するには、通常の確認行為を超えた事務負担を強いることとなるため、有効期限が平成23年3月31日までとなっている被保険者証については、保険医療機関等の窓口で確認できた場合を除き、6月30日まで有効なものとして取り扱うものとする。